

「持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスのあり方」

2015 年 9 月に国連は「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」を採択した。これを機に世界各国では「持続可能な社会」の実現に向け、様々な取り組みが行われており、持続可能性の要素を資金用途や取引条件に組み込んだサステナブルファイナンスは市場規模を大きく拡大している。これを背景として多くの機関投資家が環境・社会・企業統治に焦点を当てた「ESG 投資」や環境や社会に与える影響を重視する「インパクト投資」に注力している。しかし一方で、いまだこれらの投資手法に対する見解は様々である。

そこで、本テーマでは以下に提示する 4 つの論点に関して、サステナブルファイナンスは持続可能な社会の実現に向け、どうあるべきか議論してもらいたい。

【論点 1】サステナブルファイナンスにおける ESG 投資とインパクト投資の展望

本論点では、何をもちてサステナブルファイナンスとするのか、定義付けを行ってほしい。その際に ESG 投資とインパクト投資の位置付けも明確にしてほしい。また、サステナブルファイナンスにおける現状課題を、欧州や米国との比較をふまえて整理し、今後のサステナブルファイナンスのあり方について議論してもらいたい。

【論点 2】ESG 関連金融商品の分析と今後の動向

本論点では、近年急拡大している ESG 関連の金融商品の動向について分析してほしい。また、伝統的なアセットクラスである債券や株式だけでなく、近年サステナブルファイナンスの一環として、急速に拡大しているオルタナティブ資産についても言及してもらいたい。

【論点 3】企業、機関投資家、ESG 評価機関の果たすべき役割

本論点では、企業、機関投資家、ESG 評価機関の果たすべき役割について議論してもらいたい。それぞれの役割を果たすうえでの現状課題を分析し、これらの課題を解決するためにどのような施策が考えられるのかについて提言してもらいたい。また、ESG 評価機関に関しては評価のばらつきに対しても、各班の見解を述べてもらいたい。

【論点 4】今後注力すべき金融商品について

本論点では、【論点 2】での議論を踏まえ、社会性・経済性を考慮したうえで持続可能な社会を実現するために、今後どのような商品に注力していくべきかについて考え、提言してもらいたい。

【留意点 1】企業の定義について

論点 3 に関して、ここでの企業はプライムおよびスタンダード市場の上場企業を対象にしてほしい。また、昨年 ISSB が開示義務化した Scope3 に関するも触れていただきたい。また、機関投資家に関して、アセットオーナーとアセットマネージャーに分けて議論を行ってほしい。

【留意点 2】企業のあり方について

論点 3 に関して、企業活動は環境・社会に大きな影響を与えるため、サステナブル経営への取り組みが重要視される。そのため、ESG のそれぞれの観点に焦点を当てながら、企業がどのような取り組みに注力すべきかについて検討してもらいたい。その際、ガバナンスに関しては上場企業が行う企業統治においてガイドラインとして参照すべき原則・指針が示されているコーポレートガバナンスコードを参考にしてほしい。

【留意点 3】機関投資家のあり方について

論点 3 に関して、動向に焦点を当てながら、機関投資家のあるべき姿を規定したガイダンスであるスチュワードシップコードについて言及してもらいたい。また、機関投資家と企業のエンゲージメントのあり方についての見解も示していただきたい。

【留意点 4】ESG 評価機関のあり方について

論点 3 に関して、ESG 投資の評価とパフォーマンスに焦点を当てながら、2022 年末に金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」について言及してもらいたい。また、ESG 評価に関しては評価のばらつきがみられる。これに対する各班の見解を示していただきたい。